

不当労に対する判決闘争を貫徹する

名古屋地裁は勝利判決

(愛知県自動車学校労組)

2012年1月25日 団体交渉申し入れに、会社は名古屋高裁に控訴

1月25日(株)名古屋自動車学校(大脇 始社長)における不当労働行為(団交拒否・組合への支配介入)・組合役員に対する不法行為に関する判決が名古屋地方裁判所で言い渡されました。訴えたのは、全自交愛知地方連合会傘下の愛知県自動車学校労組・同労組名古屋分会・同労組執行委員長であり同分会長の青山治彦氏の三者で、2009年12月25日に提訴しました。

(株)名古屋自動車学校は、2005年の春闘における団交拒否に関して2007年9月愛知県地方労働委員会の斡旋案を受諾したにもかかわらず、団交拒否・不誠実団交・組合への支配介入・青山氏へのパワハラ等を繰り返し、徹底した組合潰しを画策し続けたので、上述三者連名による提訴に至りました。判決内容は、原告側主張を認定した勝利判決とり、一部謝罪文掲示については認められなかったが、判決の中で被告の行った前記各行為の違法性は対外的にも明らかになりました。この勝利判決を以って、全自交愛知地方連合会・愛知県自動車学校労組・同労組名古屋分会は、労使関係正常化に向けた団体交渉の申し入れを行ったが、日程等調整中に名古屋高裁への控訴の手続きを行ったのは、暴挙と言わざるを得ません。

全自交労連本部及び全自交自教部会の自動車学校労組及び各地連・各地本の皆様の今までの絶大なる支援に感謝すると共に、更なる裁判闘争を全自交愛知地方連合会・愛知県自動車学校労組共々貫徹することを約束し報告します。